

# 調査の概要

## 1 調査の目的

工業統計調査は、製造業の実態を明らかにすることを目的とします。

## 2 調査の根拠

統計法に基づく工業統計調査規則により実施する指定統計調査です。

## 3 調査の期日

平成 14 年 12 月 31 日

## 4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「F 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除きます。）を調査対象とします。

## 5 調査の種類

- (1) 甲調査 …… 従業者 30 人以上の事業所について行います。
- (2) 乙調査 …… 従業者 29 人以下の事業所について行います。

## 6 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所は工業調査票甲、従業者 29 人以下の事業所は工業調査票乙により、申告者の自計申告によります。

## 7 主な調査項目の説明

### (1) 従業者

ア 常用労働者 平成 14 年 12 月 31 日現在の在籍者である生産労働者、管理事務従事者及び技術労働者をいいます。

イ 個人事業主及び家族従業者 平成 14 年 12 月 31 日現在業務に従事する個人事業主及び無報酬の家族従業者をいいます。

### (2) 現金給与総額

常用労働者に対する基本給、諸手当及び賞与等並びに退職金、解雇予告手当及び常用以外の臨時日雇労働者に対する給与等の年間支払総額です。

### (3) 原材料使用額等

実際に使用した原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費の年間総額で、国内消費税額を含みます。

(4) 製造品出荷額等

平成 14 年 1 年間における製造品出荷額，加工賃収入額，修理料収入額の総額で，内国消費税額を含みます。

ただし，転売品（他から買い入れた原材料又は商品に加工を加えないでそのまま販売したもの）は含みません。製造品出荷額は，事業所が所有する原材料によって製造された製品をそこから出荷した場合の販売実価によったものであり，同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものは市価によっています。

(5) 製造品，原材料，半製品，仕掛品等の年初，年末現在高

それぞれ平成 14 年 1 月 1 日の在庫額，平成 14 年 12 月 31 日の現在高をいいます。

(6) 生産額，粗付加価値額，付加価値額の算定は以下の式によります。

ア 生産額 =

$$\begin{aligned} & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \end{aligned}$$

イ 粗付加価値額 =

$$\text{製造品出荷額等} - \text{原材料使用額等} - \text{内国消費税額}$$

ウ 付加価値額 =

$$\text{生産額} - \text{原材料使用額等} - \text{内国消費税額} - \text{減価償却額}$$

エ 常用労働者 1 人 1 か月当たり現金給与額 =

$$\frac{\text{常用労働者現金給与額}}{\text{常用労働者毎月末現在数の合計}}$$

## 8 「調査結果の概要」中の用語説明

(1) 重化学工業とは，次の産業をいいます。

17 化学工業，18 石油製品・石炭製品製造業，19 プラスチック製品製造業（別掲を除く），20 ゴム製品製造業，23 鉄鋼業，24 非鉄金属製造業，25 金属製品製造業，26 一般機械器具製造業，27 電気機械器具製造業，28 情報通信機械器具製造業，29 電子部品・デバイス製造業，30 輸送用機械器具製造業，31 精密機械器具製造業

(2) 軽工業とは，次の産業をいいます。

09 食料品製造業，10 飲料・たばこ・飼料製造業，11 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く），12 衣服・その他の繊維製品製造業，13 木材・木製品製造業（家具を除く），14 家具・装備品製造業，15 パルプ・紙・紙加工品製造業，16 印刷・同関連業，21 なめし革・同製品・毛皮製造業，22 窯業・土石製品製造業，32 その他の製造業

## 9 日本標準産業分類の改訂について

平成 14 年工業統計調査から、日本標準産業分類の第 11 回改訂（平成 14 年 10 月 1 日から適用）に伴う新工業統計調査用産業分類を適用しています。

## 10 産業分類改訂に伴う時系列比較上の留意点

今回の産業分類の改訂により、分割された中分類については、前年と比較するために平成 13 年数値を新分類に組み替えて掲載しています。

「新聞業」、「出版業」は大分類「H - 情報通信業」と、製造業以外に移行したため、平成 13 年数値から除外しています。

また、「電気機械器具製造業」は「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」へ 3 分割されました。

なお、本文中に掲載している平成 12 年以前の各数値は、旧分類に基づいていますので、留意願います。

(工業統計調査用産業中分類新旧対照表)

番号	旧産業中分類		番号	新産業中分類
12	食料品製造業	もやしは「農業」へ	09	食料品製造業
13	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業
14	繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く)		11	繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く)
15	衣服・その他の繊維製品製造業		12	衣服・その他の繊維製品製造業
16	木材・木製品製造業(家具を除く)		13	木材・木製品製造業(家具を除く)
17	家具・装備品製造業		14	家具・装備品製造業
18	パルプ・紙・紙加工品製造業		15	パルプ・紙・紙加工品製造業
19	出版・印刷・同関連産業		16	印刷・同関連業
20	化学工業		17	化学工業
21	石油製品・石炭製品製造業		18	石油製品・石炭製品製造業
22	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
23	ゴム製品製造業		20	ゴム製品製造業
24	なめし革・同製品・毛皮製造業		21	なめし革・同製品・毛皮製造業
25	窯業・土石製品製造業		22	窯業・土石製品製造業
26	鉄鋼業		23	鉄鋼業
27	非鉄金属製造業		24	非鉄金属製造業
28	金属製品製造業		25	金属製品製造業
29	一般機械器具製造業		26	一般機械器具製造業
30	電気機械器具製造業		27	電気機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業	28	情報通信機械器具製造業	
32	精密機械器具製造業	29	電子部品・デバイス製造業	
33	武器製造業	30	輸送用機械器具製造業	
34	その他の製造業	31	精密機械器具製造業	
		32	その他の製造業	

分割

統合

この報告書では、産業中分類の名称については以下の略称を使用して表示しています。

略 称	本 来 の 名 称
09 食料品	09 食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料	10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維	11 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）
12 衣服・その他の繊維製品	12 衣服・その他の繊維製品製造業
13 木材・木製品	13 木材・木製品製造業（家具を除く）
14 家具・装備品	14 家具・装備品製造業
15 パルプ・紙・紙加工品	15 パルプ・紙・紙加工品製造業
16 印刷・同関連	16 印刷・同関連業
17 化学	17 化学工業
18 石油・石炭製品	18 石油製品・石炭製品製造業
19 プラスチック製品	19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
20 ゴム製品	20 ゴム製品製造業
21 なめし革・同製品・毛皮	21 なめし革・同製品・毛皮製造業
22 窯業・土石製品	22 窯業・土石製品製造業
23 鉄鋼	23 鉄鋼業
24 非鉄金属	24 非鉄金属製造業
25 金属製品	25 金属製品製造業
26 一般機械	26 一般機械器具製造業
27 電気機械	27 電気機械器具製造業
28 情報通信	28 情報通信機械器具製造業
29 電子部品・デバイス	29 電子部品・デバイス製造業
30 輸送用機械	30 輸送用機械器具製造業
31 精密機械	31 精密機械器具製造業
32 その他	32 その他の製造業